

令和6年度

由利本荘市認知症カフェ 運営補助金交付申請の手引き



由利本荘市 地域包括支援センター

目次

| | | |
|---|--------------------------|---|
| 1 | 「由利本荘市認知症カフェ運営補助金」手続きの流れ | 1 |
| 2 | 補助金交付要件 | 2 |
| 3 | 補助金対象経費の内容 | 3 |
| 4 | 補助金額 | 3 |
| 5 | 補助金交付の限度年数 | 4 |
| 6 | 各手続きについて | 4 |
| 7 | 事業実施上の注意点 | 5 |

「由利本荘市認知症カフェ運営補助金」について

由利本荘市認知症カフェ運営補助金は、認知症になってもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族が、地域住民や認知症に携わる専門職等と相互に情報を共有し、集うことのできる認知症カフェを自主的に運営する取り組みを支援するものです。

※「認知症カフェ」とは

認知症の人やその家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に集うことのできる場づくりや情報交換等を目的とする活動の拠点として自主的に運営されるもの。

【申請書類提出先（問い合わせ先）】

由利本荘市健康福祉部 地域包括支援センター（長寿生きがい課内）

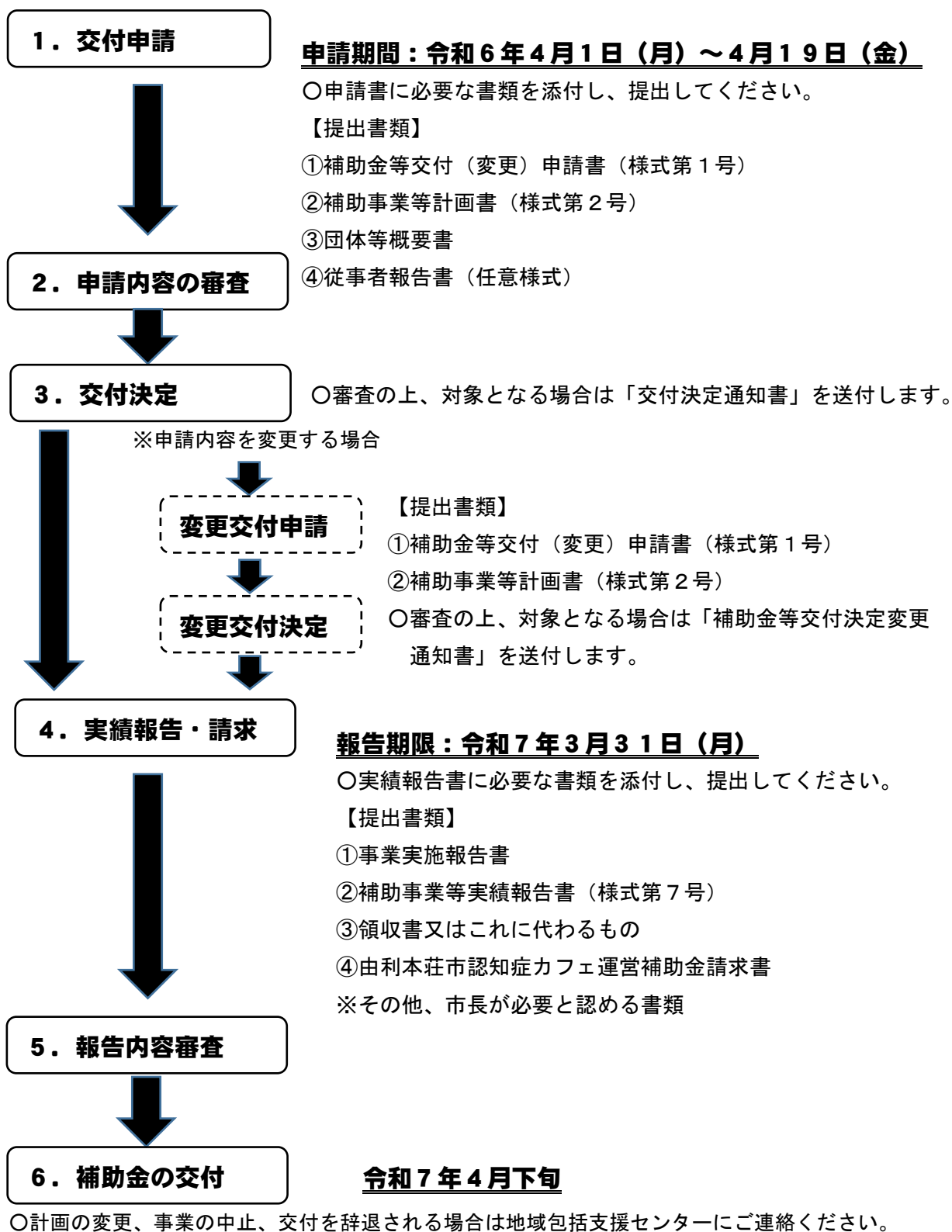
〒015-8501 由利本荘市尾崎17番地

電話：0184-24-6345、24-6324

FAX：0184-24-6395

メール：hokatu@city.yurihonjo.lg.jp

1 「由利本荘市認知症カフェ運営補助金」手続きの流れ



2 補助金交付要件

- (1) 令和6年5月1日から令和7年3月31日まで認知症カフェを運営する団体に、補助金対象経費から利用者負担金その他収入を控除した額を、予算の範囲内で補助します。(千円未満は切り捨てします。)
- (2) 補助金対象となる団体
自主的に認知症カフェを運営する法人及び団体(以下「団体等」という。)で、次の要件を全て満たすもの。
 - ア 由利本荘市内に所在する団体等、認知症に関する活動実績がある又は継続的な活動を行うことが見込まれること。
 - イ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした団体等でないこと。
 - ウ 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
- (3) 要件
 - ①主な活動内容
 - ア 認知症の人やその家族等が気軽に集い、交流できる場を提供する。
 - イ 利用者相互の交流や情報交換を行う。
 - ウ 認知症に関する相談に対し適切な支援を行う。
 - エ 認知症についての正しい知識や理解を深めるための講演会等の開催を行う。
 - ②由利本荘市内の利用者が参加しやすい場所(交通の便が良い、駐車場が確保されている、気軽に入りやすい等)で開設することとし、広さは10人以上が利用できるスペースがあること。
 - ③月1回以上定期的に開設することとし、1回あたりの開設時間はおおむね3時間以上とすること。
 - ④認知症カフェ事業に携わる運営スタッフ数はおおむね2人以上とし、そのうち認知症の人やその家族からの相談に対応できる専門職(医師・看護師等の医療関係者、介護支援専門員または介護事業所等で介護の業務に従事している者、もしくは介護の業務の経験のある者)を1名以上配置し、相談機能を有すること。
 - ⑤認知症キャラバンメイト、認知症サポーター、一般市民等の市民ボランティアの積極的な参加を促進すること。
 - ⑥地域包括支援センターや市内の介護サービス事業所等、また地域の関係者等と連携を図り、地域に開かれた場になるよう努め、利用者の拡大を図ること。
 - ⑦認知症カフェの周知を行うこと。
 - ⑧補助事業の開始後3年以上継続した事業実施が見込めること。

※留意事項

- ア 個人情報保護法の規定等を踏まえ、利用者およびその家族の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- イ 茶菓子等を提供するときは衛生管理に留意すること。
- ウ 市民が認知症について正しい理解を深める場となるよう努めること。

3 補助金対象経費の内容

| 経費 | 内容 |
|-------------------|---|
| 報償費 | 参加者を対象として行う認知症に関する講演会等の外部講師への謝礼（交通費込みとする） ※対象外：講師等への贈答品代 |
| 需用費 | 事務用品等の物品購入費、資料の作成に要する印刷製本費、参加者に提供するための茶菓子代 ※対象外：酒類、運営団体構成員・ボランティアの飲食代、参加者および構成員・ボランティアの食事代 |
| 役務費 | 郵便料（切手、はがき等） |
| 会場使用料 | 認知症カフェの運営場所として借りる会場の使用料 |
| 備品購入費 （初年度に限る） | 認知症カフェ開設に必要な物品購入費 机、椅子など認知症カフェの開催に必要な物品 ※対象外：パソコン、プリンター、コピー機等、認知症カフェ運営以外に転用できるものや他の事業と共用の家具類等の購入費 |

※留意事項

- ・領収書は、支払い内容の確認出来るものを添付してください。（「品代」不可）
- ・上記に当てはまらない費用については、事前に市と協議すること。
- ・利用者負担金の分かるものを添付してください。
- ・需用費に計上する茶菓子代は、利用者負担金を控除した額とします。
- ・国、県および市の他の補助金等の交付を受けている経費は、この補助対象経費にはなりません。

4 補助金額

(1) 認知症カフェ開設補助

開催に必要な備品購入として、1か所当たり50,000円を上限とする。

（ただし、新規開設初年度に限る）

(2) 認知症カフェ運営補助

補助対象経費に2/3を乗じた金額を補助します。(千円未満は切り捨て)
ただし、上限額があります。上限額 100,000円
※申込件数が多い場合、予算の範囲内で交付します。

5 補助金交付の限度年数

同一団体等による同種の事業への補助金の交付期間は、最長で3年とします。

6 各手続きについて

(1) 交付申請 【申請期間：令和6年4月1日(月)～4月19日(金)】

【提出書類】

- ①補助金等交付(変更)申請書(様式第1号)
- ②補助事業等計画書(様式第2号)
- ③団体等概要書
- ④従事者報告書(任意様式)

※その他、市長が必要と認める書類を提出してください。

(2) 交付決定

交付申請を受け、市が審査し交付を決定したときは「交付決定通知書」を申請者に送付します。

※補助金の支払いや交付額が確定する訳ではありません。

※概算払いにより補助金交付希望の場合、交付決定額の2分の1を超えない範囲において請求書を提出してください。

【提出書類】

- ①由利本荘市認知症カフェ運営補助金請求書(様式第4号)

(3) 変更交付申請

【提出書類】

- ①補助金等交付(変更)申請書(様式第1号)
- ②補助事業等計画書(様式第2号)

※交付決定後、交付申請の内容に変更があった場合に申請してください。
変更がない場合は手続きの必要はありません。

(4) 変更交付決定

※(3)の変更交付申請を受け、市から「補助金等交付決定変更通知書」を申請者に送付します。

(5) 実績報告・請求 【報告期限：令和7年3月31日（月）】

【提出書類】

- ①事業実施報告書
- ②補助事業等実績報告書（様式第7号）
- ③補助事業の実施に係る領収書又はこれに代わるもの
- ④事業を実施した詳細が分かる資料（パンフレット・プログラム・実施日毎の参加者数・実施状況を明らかにする写真・資料等）
※その他、市長が必要と認める書類を提出してください。
- ⑤由利本荘市認知症カフェ運営補助金請求書
※委任状が必要な場合は提出が必要。

☆領収書について（原本の添付。必要であればお返しします。）

領収書には、下記の項目が必要です。

- ①金額（訂正不可）
- ②金額の内訳（品名、単価、数量）
- ③領収日の年月日
- ④宛名（申請している団体名）
- ⑤領収書の発行者の住所・氏名・捺印

(6) 補助金の交付 【令和7年4月下旬】

指定の口座に補助金が振り込まれます。

☆申請方法について

申請・報告書類等は、事前連絡の上、直接受付窓口へ持参していただくか、郵送してください。

7 事業実施上の注意点

- (1) 当事業の補助金の交付を受けて実施する認知症カフェは、由利本荘市の広報やホームページなどへ掲載し、市民の方に周知します。
- (2) 認知症カフェの実際の様子を見学させていただく場合があります。また、他団体の見学等の受け入れも積極的にお願いします。
- (3) 個人情報保護法の規定等踏まえて、利用者及びその家族の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとして、正当な理由なくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはいけないこととします。
- (4) 認知症カフェの運営にかかる経費と他の事業に係る経費とを明確にしてください。